**【管理者用】**

自己点検シート（チェックリスト）解説

|  |  |
| --- | --- |
| １ | ５種類の高齢者虐待について、理解している【はい】 |
| ２ | 虐待は基本的人権の侵害であり、違法行為であることから、許されない【はい】 |
| ３ | 施設職員及び管理者は虐待被害者を発見したときには通報義務がある【はい】 |
| ４ | 虐待を発見した時の連絡先（通報窓口）を知っている【はい】 |
| ５ | 虐待が確認された場合、管理者としてとるべき方策を知っている【はい】 |
| 【解説】  いかに管理者・経営者が崇高な理念を持ち、良心的であっても、施設内においては虐待が起こる可能性はあります。虐待を防ぐためにも、高齢者虐待とは何か、どのような規定があるのか、発見した場合にどうすればよいのか等、基本的知識・法的根拠を熟知することは必須です。  ※参照：１章１(１)～(５)、１章４(１)、３章１(１)、２・2(１)、４章３(２) | |
|  | |
| ６ | 虐待が疑われる場合は、まずは速やかに内部調査を行った後に、市町村の窓口に通報することが望ましい【いいえ】 |
| 【解説】  　　虐待については、高齢者の安全確保をはじめ、速やかな調査による原因究明と再発防止策をとることが重要となります。「虐待の事実がはっきりしてから」ではなく、「虐待が疑われる事案が発生した時点」で、速やかに高齢者の居所または事業所を所管する市町村の担当窓口への一報が義務となっています。 | |
|  | |
| ７ | 安全のために行う場合の身体拘束は、本人や家族の同意が得られた場合は実施してよい【いいえ】 |
| 【解説】  安全のために行う身体拘束であっても、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体  拘束は禁止されています。「緊急やむを得ない場合」とは、「切迫性」「非代替性」  「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実  施されている場合をさします。  「緊急やむを得ない場合」でないのに身体拘束が行われている場合は、拘束廃止に  係る施設方針の不備や、人手不足で十分な対応できないなど組織上の課題、有効な  介護方法を知らないなどケアの技術不足が原因となっている場合も考えられます。  ※参照：１章３（１）（２） | |
|  | |
|  | |
| ８ | 利用者の金銭や持ち物が適正に管理されていない場合は、経済的虐待にあたる  【はい】 |
| 【解説】  認知機能や身体機能の低下など、高齢者が自ら資産を管理できない状況については、成年後見人制度を利用するなど、適切な管理者を置くことで、高齢者の資産が  不当に使用されることを防ぎます。  やむを得ず管理を行う場合についても、複数の職員の目で管理できる体制をとるなど、組織のチェック機能を生かし、適正な管理体制とする必要があります。  ※参照：２章２（５） | |
|  | |
| ９ | 「利用者本位」の支援を職員一人ひとりが理解している【はい】 |
| 10 | 意思決定が困難な利用者についても、可能な限り意思を尊重した対応を心がけている【はい】 |
| 【解説】  　　介護支援の基本理念である、常に介助を受ける高齢者を中心に展開されるケア  「パーソンセンタードケア（ＰＣＣ）」を職員一人ひとりが理解し、高齢者の自己決定を最大限に尊重した、ぬくもりのある質の高いケアを目指すことが重要です。 | |
|  | |
| 11 | 自身の事業所における介護の理念や、運営方針を明確にすると共に、虐待防止のための  措置に関する事項を運営規程で定め、かつ、これを職員と共有している【はい】 |
| 12 | 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置すると共に、虐待担当者を中心とした話し合いを年１回以上行っている。【はい】 |
| 13 | 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方や対応方法などに関しての基本方針を  示す指針を定めている。【はい】 |
| 14 | 管理者として、自身の事業所で起こり得るリスクを把握し、事故防止に関する研修を  年１回以上開催するなどし、情報を職員と共有している【はい】 |
| 15 | 利用者や家族からの苦情を解決するため、苦情窓口の設置や苦情対応マニュアルの整備など、解決に向けた体制が整備されている【はい】 |
| 16 | 介護サービス相談員や地域のボランティア、実習生を受け入れるなど、地域に開かれた  組織となっている【はい】 |
| 【解説】  これまでも事業所には、身体拘束廃止委員会など、高齢者の権利擁護に係る組織が設置・運営されていることと思いますが、令和３年度の介護報酬の改定により、虐待防止の措置に関して運営規程で定めること、委員会の開催、指針の整備、研修の定期実施、担当者の配置が義務付けられました。それぞれの措置について責任の所在や役割・権限を整理し、単に規定・設置がされているだけでなく、これらが十分に機能し、形骸化しないよう運用していくことが重要です。  ※参照：３章１（１）（２）・３章２（１）（２） | |
|  | |
|  | |
| 17 | 不適切な対応だとわかっていても、せざるを得ない場合がある【いいえ】 |
| 【解説】  利用者がなぜそのような状態なのか、そのような状態にしないためにはどうすればよいのか、といった個別ケアの検討をすすめる必要があります。個別ケアの検討が十分すすめられたにも関わらず、そうせざるを得ない場合は、効率優先や人手不足、業務多忙などの組織的な課題が考えられます。  このような場合、介護職員等は職業倫理と現状とのギャップに苦しみ、ストレスを多く感じることとなるので、その改善に向けては組織的な対応が必要です。  ※参照：３章１（１） | |
|  | |
| 18 | 介護に関する技術や経験が未熟だと、利用者への虐待につながりやすい【はい】 |
| 19 | 虐待防止に向けて、職員への基本的な職業倫理・専門性に関する研修を、国が定め  る回数（年１回もしくは２回）以上実施している【はい】 |
| 20 | 職員を、事業者内部や外部の虐待防止に係る研修に参加させている【はい】 |
| 【解説】  介護職員等のスキルは、自らで対応し、考え学んだ経験と適切なスーパービジョン  によって培われていきます。スキルの低い職員が、困難な事例に直面した場合、過度  にストレスを蓄積してしまうことも考えられます。長く働くことができ、個々の介護  職員等のスキルアップが図れるような、職場環境の整備が重要です。  （国が定めた研修回数は、サービス種別により異なります。詳細は各運営の手引きへ）  ※参照：３章１（１）（２） | |
|  | |
| 21 | 管理者として、夜勤帯や業務が集中する時間帯の業務内容を具体的に把握し、  負担軽減に向けた取組みをおこなっている【はい】 |
| 【解説】  日々の業務の中で業務量が集中するなどの忙しい時間帯は事故や不適切な  行為が発生しやすくなります。現場が忙しい時ほど状況の把握や、それに基づく  状況分析が必要です。必要であれば職員体制の整備も含めた検討が必要です。  ※参照３章１（１） | |
|  | |
| 22 | 職員のストレスや疲労の蓄積は、虐待につながる可能性がある【はい】 |
| 23 | 職員との面接の機会をもうけ、悩みや疑問を受け止めている【はい】 |
| 【解説】  高齢者虐待は、様々な要因が背景となって発生します。業務遂行上のストレスも、高齢者虐待の要因の一つです。介護職員等が感じているストレスの原因について、把握、分析し、介護職員等がストレスをためることなく生き生きと業務遂行ができるように、労務管理の適切な運用と職場環境の整備が望まれます。  ※参照：３章１（１）（２） | |
|  | |
|  | |
| 24 | 職員同士のコミュニケーションを円滑にするため、具体的に取り組んでいる方策がある【はい】 |
| 【解説】  　　職員間のコミュニケーションが円滑であることは、高齢者を取り巻く環境が明るくなることは勿論のこと、速やかな情報共有や個々が抱える負担、ストレス等の状況をいち早く把握し、結果として、ケアの質の向上、事故や虐待の未然防止に繋がります。貴事業所で既に取組んでいる方策があれば、事業所全体で共有するためにも、  書き出してみましょう。 | |
|  | |
| 25 | 自身の管理する施設では、虐待までには至らないが、改善したほうが良いケアが  あると思う【はい】【いいえ】 |
| 【解説】  高齢者虐待以外にも、明確に虐待とは言い切れない、「不適切なケア」が存在します。「不適切なケア」は、放置され蓄積されていくと顕在化した虐待となりうる場合があります。「不適切なケア」を早期に発見し、早い段階で対策を講じることが必要です。  ※参照：３章１（２） | |
|  | |
| 26 | 本人の食事を待たずに食事膳を下げることは、忙しいときは仕方がない【いいえ】 |
| 27 | 入浴や衛生ケアを拒む利用者について、支援が行えないのは仕方ないと思う  【いいえ】 |
| 28 | 利用者が職員を呼んでいても、すぐに対応できないことは仕方ないと思う【いいえ】 |
| 29 | 服薬を拒否する場合、食事(服薬ゼリー等を除く)に混ぜてでも飲ませるべきだ  【いいえ】 |
| 30 | 利用者の意向に関わらず、仕事の効率を優先し、おむつ交換・清拭を時間で管理することはやむを得ないと思う【いいえ】 |
| 31 | 認知症等により支援が困難な利用者に対して、厳しい言動になることがあるのは仕方がないと思う【いいえ】 |
| 【解説】  　　職員個人の不適切なケアという問題だけでなく、効率優先や人手不足で十分な対応ができないなど組織上の課題も含め、検討が必要です。効率優先の介護は、高齢者を単なる介護の対称としか見ない機械的で非人間的なケアにつながりやすく、虐待を生む温床になります。  ※参照：３章１（１）（２） | |

★「※参照」については、

□「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き

～高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして～（平成21年3月）」各章のほか

□「指定介護保険事業者のための運営の手引き」

□「運営状況点検書」（ 介護情報サービスかながわHP ⇒ 書式ライブラリ ⇒ ９ ）等の該当する資料をご確認下さい。